

委員会提出議案第 1 号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条及び川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 4 年 3 月 11 日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者 議会運営委員長 原 典 之

## 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「及び臨海部国際戦略本部」を「、臨海部国際戦略本部及び危機管理本部」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会開催の特例）

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。

2 委員は、前項の場合において、オンラインによる方法により委員会に出席することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第1項及び第29条の出席委員とする。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次のただし書を加える。

ただし、第13条の2の規定によりオンラインによる方法を活用して開催する委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

常任委員会の所管について見直しを行うこと、委員会開催の特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。